

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年10月31日  
阿 南 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地 域	重点区域との 重複の有無		
	○			熊谷	無	R7 ~ R11	熊谷集落
	○			成松、櫛ヶ谷	無	R7 ~ R11	成松・櫛ヶ谷集落
	○			元信、喜来、川又	無	R7 ~ R11	徳信集落
	○			元信	無	R7 ~ R11	元信集落
	○			安行、海老川	無	R7 ~ R11	海老川集落
	○			秋山	無	R7 ~ R11	秋山集落
	○			川又、友常	無	R7 ~ R11	友常集落
	○			友常、清貞	無	R7 ~ R11	清貞集落
	○			平川内	無	R7 ~ R11	平川内集落
	○			広重	無	R7 ~ R11	広重集落
	○			廿枝	無	R7 ~ R11	東山集落
	○			働々、船頭ヶ谷	無	R7 ~ R11	船頭ヶ谷集落
	○			上地、働々	無	R7 ~ R11	八原毛集落
	○			香	無	R7 ~ R11	香集落
	○			平松	無	R7 ~ R11	平松・高瀬集落
	○			働々	無	R7 ~ R11	働々集落
	○			蒲生田	無	R7 ~ R11	尻杭集落
	○			辺川	無	R7 ~ R11	長谷川集落
	○			辺川	無	R7 ~ R11	長谷川東集落
	○			日ノ地、辺川	無	R7 ~ R11	貝谷集落
	○			茶畦	無	R7 ~ R11	茶畦集落
	○			宮の久保	無	R7 ~ R11	個別協定